

第7期守口市障がい福祉計画及び 第3期守口市障がい児福祉計画

令和6年度~令和8年度



令和6年3月 守口市

I

計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的と主旨

本市では平成 29 年3月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第3次守口市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念として、障がいのある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

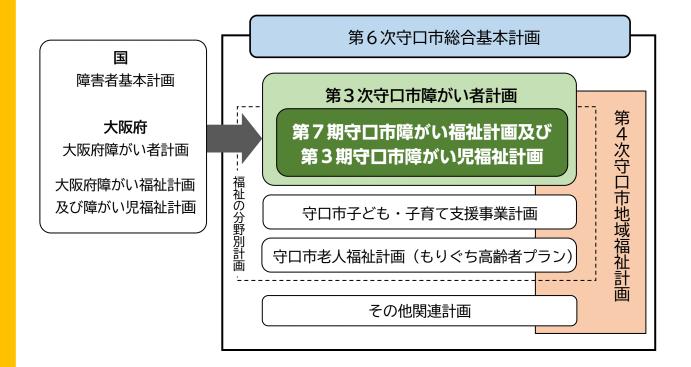
この度、策定する「第7期守口市障がい福祉計画及び第3期守口市障がい児福祉計画(以下、「本計画」という。)」は、この「第3次守口市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

そのため、本計画においては「守口市障がい者計画」で掲げた重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法第88条第1項」及び「児童福祉法第33条の20」に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

策定にあたっては、上位計画となる大阪府の障がい者計画や「第6次守口市総合基本計画」「第4次 守口市地域福祉計画」における障がい者施策等との整合性を図るとともに、「守口市老人福祉計画」 「守口市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図ります。



2. 計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は3年を1期とすることと規定されていることから、本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	~	R18
障がい者	第3次計画						第4次計画					
計画	(H29 年度~R8年度)						(R9 年度~R18 度)					
障がい	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画			
福祉計画	(H30年度~R2年度)		(R3年度~R5年度)			(R6年度~R8年度)			(R9年度~R11年度)			
障がい児	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		
福祉計画	(H30年度~R2年度)			(R3年度~R5年度)			(R6年度~R8年度)			(R9年度~R11年度)		

| 障がいのある人の状況

本市の障がい者手帳所持者の推移をみると、全ての手帳について増加傾向にあります。

平成 29 年度から令和4年度にかけて、身体障がい者手帳が 433 人(5.7%)増、療育手帳が 376 人(26.3%)増、精神障がい者保健福祉手帳が 508 人(37.2%)の増となっており、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の増加率が、身体障がい者手帳に比べて高くなっています。

障がい者手帳別所持者の推移



各年度末現在(障がい福祉課)

Ⅲ 第3次守口市障がい者計画との関係

1. 第3次守口市障がい者計画の基本理念

障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口

2. 第3次守口市障がい者計画の重点施策

重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進

長期にわたり、社会的入院や施設入所を続けている障がいのある人について、地域生活への 移行を促進するとともに、地域での自立生活に向けた支援体制の構築に努めます。

重点施策2 就労支援の充実・強化

障がいのある人が、より能力を発揮できる社会の構築に向けて、障がい特性や適性に応じた 就労支援を強化し、障がいのある人の就労環境の安定に努めます。

重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実

発達障がい、高次脳機能障がい、障がいのある児童及びその家族、重症心身障がい児者、盲 ろう者、難病患者への支援を強化し、障がい種別等による支援体制の格差解消を図ります。

重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなど生活場面に応じた施策の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で安定した生活を継続できるよう、それぞれの生活場面 やライフステージに応じた支援を提供します。

重点施策5 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合う社会を実現するために、不 当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について普及・啓発に努めます。

3. 第3次守口市障がい者計画と本計画における関連項目

「第3次守口市障がい者計画」は、本市の障がい福祉施策全般に関わる行動計画を設定しており、 その中で優先的に取り組むべき課題として、上に示す5つの重点施策を設けています。

本計画は、これら5つの重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する14の取り組み(4ページ参照)を設定しています。また、それらに関連する「第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標等との整合を図るとともに、障がい福祉サービス等の充実に向けた活動指標を設けています。

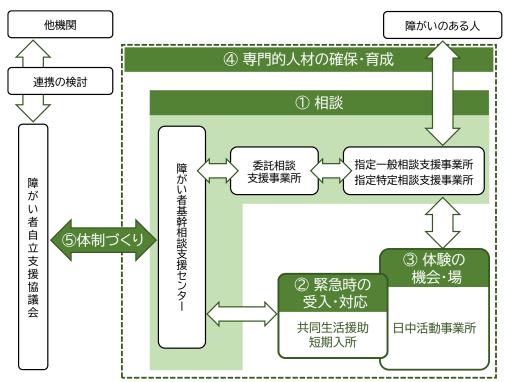
第3次守口市障がい者計画 5つの重点施策	本計画における 14 の取り組み				
	【取り組み1】	地域生活支援拠点等の整備・拡充			
	【取り組み2】	相談支援機能の充実			
重点施策1	【取り組み3】	障がい者自立支援協議会の活性化			
地域生活を支える体制整備及び 地域移行の促進 	【取り組み4	施設入所者の地域生活への移行			
	【取り組み5】	精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築			
	【取り組み6】	障がい福祉サービスの質を向上させ るための取り組みに係る体制の構築			
重点施策2	【取り組み7】	就労相談の充実			
就労支援の充実・強化	【取り組み8】	職場定着支援			
	【取り組み9】	施策の谷間にあると言われていた 児童への支援に向けての連携			
重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み 10】	医療的ケア児の協議の場			
	【取り組み 11】	児童発達支援センターの充実			
重点施策4	【取り組み 12】	教育の向上、担保			
保健・教育・労働・まちづくりなど 生活場面に応じた施策の推進	【取り組み 13】	意思相通支援の提供体制の充実			
重点施策5 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み 14】	差別の禁止、合理的配慮			

Ⅳ計画推進のための取り組み

1. 地域生活支援拠点等の整備・拡充

障がいのある人の地域生活の支援に向けて、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の5つの機能について整備・拡充を図り、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築します。

<守口市地域生活支援拠点等の整備の全体像>



<成果目標及び活動指標>

- ●地域生活支援拠点等の整備(拠点箇所数、コーディネーターの配置人数等)
- ●地域生活支援拠点等の運用状況についての検証・検討の実施回数
- ●強度行動障がいを有する人への支援体制の整備(支援サービス等に関する調査の実施 等)

【障がい福祉サービス等】

- ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障がい者等包括支援
- ⑥短期入所 ⑦共同生活援助 ⑧移動支援事業

2. 相談支援機能の充実

本市では、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援を利用できるよう推進してきました。今後、施設入所者や精神病床入院患者の地域移行を促進するにあたり、相談支援機能の果たす役割は非常に大きいものと考えられることから、引き続き相談支援サービス提供基盤の整備を図ります。

<成果目標及び活動指標>

専門的な指導・助言、人材育成、連携強化(指導・助言件数、育成件数等)

【障がい福祉サービス等】

①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援 ④相談支援事業 ⑤地域活動支援センター

3. 障がい者自立支援協議会の活性化

自立支援協議会における地域課題の抽出とその解決に向けた議論を活性化させ、その解決方法を 具現化していくための関係機関のネットワークを構築します。

以下に示す5分野の支援者実務者会議の相互の交流を行うことで、見出された地域課題の解決方法をより具現化し、地域の社会資源が有機的な連携を行うためのネットワーク化を推進します。

- ・相談支援・権利擁護支援者実務者会議
- ・精神障がい者支援者実務者会議
- ・就労支援者実務者会議

- ・通所サービス支援者実務者会議
- ・障がい児支援者実務者会議

4. 施設入所者の地域生活への移行

第7期大阪府障がい福祉計画において施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。また、地域生活への移行を進めるにあたり、施設等の支援に係るニーズ把握に引き続き努めていきます。

<成果目標及び活動指標>

- ●施設入所者数の削減
- ●地域移行者数の増加

【障がい福祉サービス等】

①施設入所支援 ②療養介護 ③自立生活援助

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に設置し、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を進めるとともに、精神病床入院患者の地域移行が円滑に行われるよう支援します。

<成果目標及び活動指標>

- ●精神病床からの退院促進
- ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

【障がい福祉サービス等】

精神障がいのある人の地域移行支援サービス

(地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助)

6. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化に伴い、新規参入する事業者が増加している状況のもとで、利用者が真に必要とするサービスの提供が行われるためには、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みが必要です。

<成果目標及び活動指標>

- ●障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用・共有体制(分析等の実施回数)
- ●障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用(研修参加人数)

7. 就労相談の充実

障がい状況や資質に応じた就労先へとつなぐことができるよう、就労相談の充実を図ります。また、 福祉施設から一般就労への移行促進に努めます。

<成果目標及び活動指標>

- ●福祉施設利用から一般就労への移行者数
- ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所の割合が 60%以上

【障がい福祉サービス等】

- ①就労移行支援 ②就労継続支援 A 型 ③就労継続支援 B 型
- ④自立訓練(機能訓練·生活訓練) ⑤生活介護

8. 職場定着支援

就労定着支援の利用を促進するため、一般就労に移行した人に対し、当該サービスによるフォロー体制があることを周知すること等に取り組みます。

<成果目標及び活動指標>

- ●就労定着支援事業終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援 事業所の割合が70%以上
- ●就労継続支援B型事業所における工賃の平均額、工賃向上に向けての取り組み
- ●令和8年度における就労定着支援事業の利用者数

【障がい福祉サービス等】

①就労定着支援

9. 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で療育的支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

<成果目標及び活動指標>

●主に重症心身障がい児を支援する各種事業所の確保

10. 医療的ケア児のための協議の場

保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支援体制の整備を図ります。

<成果目標及び活動指標>

- ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

11. 児童発達支援センターの充実

令和6年4月施行の児童福祉法の改正等により、児童発達支援センターが地域における障がい児 支援の中核的役割を担うことが明確化されたことに伴い、児童発達支援センターとして果たすべき機 能と役割を実現しつつ、利用者等の多様なニーズに対応することのできる体制・環境づくりの整備に 向けて取り組みます。

<成果目標及び活動指標>

●児童発達支援センターの実施事業所

守口市では、平成 24 年度に福祉型児童発達支援センター「守口市立わかくさ・わかすぎ園」を設置し、児童発達支援、保育所訪問支援、指定障がい児相談支援等を提供してきましたが、硬直的な運営となる公設公営では多様化するニーズへの対応などが困難となってきました。

令和8年度からは、効果的・効率的な園の運営に向けて、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」により、療育時間の延長・訓練機会の拡充や豊富な知識・実績を有する専門職員の配置の実現を図り、児童発達支援センターとして果たすべき機能、役割の強化を目指します。

12. 療育の担保・向上

児童発達支援、放課後等デイサービスの専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、居宅 訪問型児童発達支援、指定障がい児相談支援のサービス提供基盤の整備に努めます。

<成果目標及び活動指標>

●保育所等訪問支援の実施事業所数

【障がい福祉サービス等】

- ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障がい児相談支援 ⑦発達障がいのある児童等に対する支援
- 9難聴児に対する支援

13. 意思疎通支援の提供体制の充実

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行き渡るよう取り組んでいきます。また、情報保障の拡充に向けて、 障がい特性に応じた多様な意思疎通支援、情報発信の方法を検討します。

<成果目標及び活動指標>

【障がい福祉サービス等】

- ①意思疎通支援事業
 - 手話奉仕員養成研修事業、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業、文字通訳者派遣事業
- ②日常生活用具給付等事業
 - 介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅医療等支援用具、情報·意思疎通支援用具、 排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

14. 差別の禁止、合理的配慮

理解促進・啓発事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組みます。

<成果目標及び活動指標>

【障がい福祉サービス等】

- ①理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業
- ②成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

V計画の推進体制

1. 庁内連携

障がいのある人及び児童に関わる庁内各課と連携を保ち、関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

2. 市民や地域、関係団体との連携

障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

3. 関係機関との連携

医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種 関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

4. 大阪府・府内市町村との連携

大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組むとともに、広域的に取り組むべき課題については北河内7市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

5. 計画の評価・進捗管理

計画の推進にあたっては PDCA サイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。



協議会委員からの 評価・助言を受け て改善 本計画における 取り組み等の報告

協議会委員からの 評価・助言

「守口市障がい者自立支援協議会」における審議のもと、計画の見直し等について検討



第7期守口市障がい福祉計画及び 第3期守口市障がい児福祉計画 概要版

令和6年3月発行

守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電 話:06-6992-1630・1635 (直通)

FAX: 06-6991-2494